

魔法のプロジェクト 定款

第1章 総則

名称

第1条 この会は、魔法のプロジェクトと称し、略称を魔法PJという。

事務局等

第2条 この会は、主たる事務局をソフトバンク(株)人事総務統括に置く。また、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

目的

第3条 この会は、最新のテクノロジーや様々な社会的・人的資源を活用しながら、教育や就労に対して困難を抱える児童生徒、学生、当事者を支援し、彼ら自身の持てる力を引き出すこと、特別支援教育にテクノロジーを活用する能力を有する教員の輩出を目的とする。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。事業の実施期間は役員会の議決を経て、ディレクターがこれを定めることができる。

- ① 障害のある児童生徒、学生、当事者のための実証研究プログラム事業
- ② 障害のある児童生徒、学生、当事者のための指導者育成プログラム事業
- ③ 障害のある児童生徒、学生、当事者のための指導者育成を行う自治体への研修支援事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

各事業の成果報告は広く公開し、事業目的の訴求、拡大に努める。

各事業の実証研究成果報告の元著作権は実践を行った教員に留保され、その使用权を本会が取得し管理する。

この会で実施するプログラムは役員会の議決を経て、ディレクターがこれを定める。

第3章 会員

会員

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 自治体会員 第4条の事業に参加する自治体やその関係者
- (2) メンター会員 第4条の事業に自社の製品やサービスを提供し、研修サポート等の協力する組織、会社等

入会

第6条 会員として入会しようとするものは、この会が別に定める入会申請書を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 自治体会員およびメンター会員として入会しようとするものは、事務局に申し入れを行い入会審査はディレクターおよび、プロデューサーにより実施する。また、必要に応じて、ディレクターは任意の役員メンバーに審査への参加を求めることができる。

会員の義務

第7条 メンター会員は会の実施する事業に資する、自社の製品やサービス、研修サポート等協力を無償提供する。

会員は会の実施する事業の成果報告について、紹介し普及拡大に努める。

会員の権利

第8条 メンター会員は会の実施する事業の成果を自社の広告や宣伝に使用する場合には、事前に事務局に申請し許可を得て使用する。

会員の資格の喪失

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

退会

第10条 会員は、退会の希望を事務局に連絡し、各年度末で退会することができる。

除名

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、ディレクターおよび、プロデューサーの議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この会の運営を妨げる、あるいは名誉を傷つける、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員等

種別及び定数

第12条 この会に次の会員種別を置く。

役員

- (1) プロデューサー 1名
- (2) ディレクター 1名
- (3) ボードメンバー 1名

メンバー

- (4) 事務局
- (5) アドバイザリーメンバー 10名以内

選任等

第13条 プロデューサー・ディレクターは、役員会において選任する。

役員職務

第14条 ディレクターは、この会を代表し、会務を総理する。

- (1) 事務局は、ディレクターを補佐し本会の運営を行う。

役員任期

第15条 役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 雑則

細則

第16条 この定款の施行について必要な細則と定款改定は、役員会の議決を経て、ディレクターがこれを定めることができる。

附則

- (1) この定款は、2020年1月1日から施行する。

- (2) この会の役員は、次のとおりとする。

ディレクター 佐藤 里美 (ソフトバンク株)
プロデューサー 中邑 賢龍 (東京大学 教授)
ボードメンバー 池田 昌人 (ソフトバンク株)
アドバイザーメンバー 巖淵 守 (早稲田大学 教授)
アドバイザーメンバー 青木 高光 (国立特別支援教育総合研究所 主任研究員)
アドバイザーメンバー 岡 耕平 (滋慶医療科学大学院大学 准教授)
アドバイザーメンバー 納富 恵子 (福岡教育大学 教授)

※所属・肩書きは2020年1月1日現在